

## 石油ガス税納税申告書の書き方

- 1 この用紙は、石油ガス税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書）として使用してください。
- 2 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。  
なお、印欄には、記載しないでください。
- 3 「石油ガス税納税申告書」(CC2-3456-1)は、次により記載してください。
  - (1) 標題の「平成 年 月分」箇所には、申告しようとする課税石油ガスを移出した年月を記載します。  
なお、石油ガス税法第16条第2項《移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告》の規定により石油ガス税の還付請求申告書を提出する場合には、還付請求申告書を提出する日の属する月の前月を記載します。
  - (2) 「石油ガスの充てん場の所在地及び名称」欄には、この申告書を提出する石油ガスの充てん場の所在地及び名称を記載します。  
なお、自動車用の石油ガス容器以外の容器に充てんされている石油ガスを自動車の燃料として消費するために、その石油ガスが充てんされている容器を自動車に取り付けた場合には、その取付けをした時における取り付けた者の住所を記載します。
  - (3) 「住所」欄には、申告者の住所（申告者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）を記載します。
  - (4) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、申告者が個人の場合は氏名を記載し、法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。
  - (5) 「同上代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書」(CC2-3004)を提出している場合に限ります。）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。
  - (6) 「㊦この申告書による税額」の各欄は、「石油ガス税課税標準数量及び税額計算書（納税申告書付表）」(CC2-3456-2)を記載した後に、次により記載します。  
なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。  
イ 「㊦」欄には、付表の「㊦」欄に記載した税額を、そのまま記載します。  
ロ 「㊧」欄には、石油ガスの充てん場に戻し入れた課税石油ガスについて納付した、又は納付すべき石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする石油ガス税相当額（「石油ガス税戻入れ・移入控除（還付）税額計算書」(CC2-3456-3)の「㊦」欄に記載した金額）

を記載します。

ハ 「③」欄には、石油ガスの充てん場に移入し再移出した課税石油ガスについて課された、又は課されるべき石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする石油ガス税相当額（「石油ガス税戻入れ・移入控除（還付）税額計算書」（CC2-3456-3）の「②」欄に記載した金額）を記載します。

ニ 「④」欄には、課税石油ガスの販売代金が領収不能となったために、石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとして税務署長の承認を受けたものがある場合に、その控除又は還付を受けようとする石油ガス税相当額を記載します。

なお、この場合には、控除又は還付を受けようとするものについての石油ガス税販売代金領収不能に関する承認書の承認番号及び承認年月日を「㊦摘要」欄に記載します。

ホ 「⑤」欄には、被災した課税石油ガスに課された石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする石油ガス税相当額（「石油ガス税災害控除（還付）明細書」（CC2-3016）の「控除（還付）税額」欄に記載した金額の合計額）を記載します。

ヘ 「⑦」欄には、「⑥」欄に記載した金額が「①」欄に記載した金額よりも大きい場合に、⑥ - ①の算式により計算した金額を記載します。

ト 「⑧」欄には、「①」欄に記載した金額が「⑥」欄に記載した金額よりも大きい場合に、① - ⑥の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その差し引きして計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その金額の全額が 100円未満のときは、「00」を二重線で抹消し、「0」と記載します。

(7) 「㊦修正申告の場合の修正申告前の確定額」の各欄は、修正申告書を提出する場合に、修正申告をする直前に提出した納税申告書の「㊦この申告書による税額」欄の記載内容又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の「調査額」欄の記載内容を記載します。

(8) 「㊧」欄には、修正申告書を提出する場合に、⑧ - ⑬ + ⑮ - ⑦の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その計算後の金額の全額が 100円未満のときは、「00」を二重線で抹消し「0」と記載します。

(9) 「㊨」欄には、期限内申告書又は還付請求申告書を提出する場合で、「⑦」欄に還付を受ける金額を記載したときに、その還付を受けるべき金融機関について記載します。

(10) 「㊩」欄には、納税申告書に添付して提出する書類の通数を記載します。

(11) 「㊪」欄には、期限後申告書を提出する場合は、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった事情及び理由を記載し、また、修正申告書を提出する場合は、修正申告書を提出することになった理由及び事情を記載します。

4 「石油ガス税課税標準数量及び税額計算書（納税申告書付表）」(CC2-3456-2)」は、次により記載してください。

- (1) 「㊦重量により計量したもの」欄には、石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガス（移出したとみなされるものを含みます。以下同じ。）のうち重量により計量したものについて記載します。
- (2) 「㊧比重、温度により計算したもの」欄には、石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスのうち容量により計量したもので、税務署長の承認を受けて液比重及び温度により重量を計算するものについて記載します。
- (3) 「㊨換算率0.56により計算したもの」欄には、石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスのうち容量により計量したもので、液容量1リットルを0.56キログラムとして重量を計算するものについて記載します。
- (4) 「㊩当月移出分」欄には、その月中に石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガス（領収不能控除を受けた課税石油ガスの販売代金を回収し、課税石油ガスを移出したとみなされるものを除きます。）について、石油ガス税が課されるものと石油ガス税の免除を受けようとするもの（「㊴」欄に記載するもの）との合計数量を記載します。

なお、「㊦容量により計量したもの」欄に記載する場合は、「㊰移出容量」欄に移出容量を記載し、「㊱移出重量」欄に「㊰移出容量」欄に記載した容量を(2)及び(3)の計算方法によって計算した重量を記載します。

- (5) 「㊲領収不能回収分」欄には、領収不能控除を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を回収したときに、課税石油ガスを移出したとみなされるものの重量を記載します。
- (6) 「㊴㊩のうち免税を受けようとする課税石油ガス」欄には、「㊩総移出重量」欄に記載した課税石油ガスのうち、石油ガス税の免除を受けようとするものについて、それぞれ該当欄に記載します。
- (7) 修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を(1)から(6)までの要領によって記載し、かつ、修正申告の直前の内容を、それぞれ該当欄の上部にかっこ書きします。

5 次に掲げる場合には、上記3の(3)及び(4)にかかわらず、次により記載してください。

- (1) 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の納税申告書を提出する場合

イ 「住所」欄には、相続人の住所を記載します。

ロ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかっこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載し相続人が押印します。

ハ 相続人が2人以上いるときは、そのうちの1人がイ及びロによりその者の住所及び氏名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載して、その相続人が押印するほか、適宜の用紙に、全部の相続人の住所、

氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括遺贈を含む。）によって得た財産の額及びの「⑧」欄又は「⑰」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分計算した金額を記載して、各々の相続人が押印します。

- (2) 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」という。）が、合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」という。）の納税申告書を提出する場合
- イ 「住所」欄には、合併法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- ロ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をカッコ書きし、かつ、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。

6 石油ガス税の免除を受けようとする場合等においては、次の書類をそれぞれ添付してください。ただし、期限後申告書を提出する場合には、石油ガス税相当額の控除若しくは還付又は石油ガス税の免除を受けることができませんので、これらの書類の添付を必要としません。また、修正申告書を提出する場合で、(3)から(5)までの明細書の内容を修正するときは、その修正後の内容を記載したこれらの明細書を添付してください。

- (1) 輸出した課税石油ガスについて、石油ガスの免除を受けようとする場合
- …… 石油ガス税輸出免税課税物件輸出証明書(CC2-3035)
- (2) 特定用途に供するため移出した課税石油ガスについて、石油ガス税の免税を受けようとする場合
- …… 石油ガス税特定用途免税課税石油ガス移入証明書(CC2-3457)（製造場内において消費される課税石油ガスに係る免税を受けようとする場合には当該移入証明書に準じて作成した明細書）
- (3) 戻し入れた課税石油ガスについて、石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
- …… 石油ガス税戻入れ控除（還付）税額計算書(CC2-3456-3)
- (4) 移入後再移出した課税石油ガスについて、石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
- …… 石油ガス税移入控除（還付）税額計算書(CC2-3456-3)
- (5) 被災した課税石油ガスについて、石油ガス税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
- …… 石油ガス税災害控除（還付）明細書(CC2-3016)及び石油ガス税課税物件被災確認書(CC2-3014)並びに被災課税石油ガスについて損失補償を受けた事実を証する書類